

2 令和8年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 315事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から120事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種178人（行政職に相当する調査実人員159人）、初任給関係以外の調査職種3,505人（行政職に相当する調査実人員3,099人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、22,953人であり、行政職に相当するものは、17,136人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第 1 表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計		103	43	60
農 業 , 林 業 、 漁 業		2	1	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		8	3	5
製 造 業		43	17	26
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		15	8	7
卸 売 業 , 小 売 業		3	1	2
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		2	0	2
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		30	13	17

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が16所あった。
2 調査対象事業所120所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた119所に占める調査完了事業所103所の割合(調査完了率)は86.6%である。
3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第 2 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	222,327	226,651	225,976
	短 大 卒	197,655	204,500 *	x
	高 校 卒	195,111	186,900 *	197,847
新 卒 技 術 者	大 学 卒	244,888	259,889	232,455
	短 大 卒	218,554	232,730 *	208,429
	高 校 卒	195,137	214,037	187,497
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	232,589	236,641	228,468
	短 大 卒	211,211	218,615	202,501
	高 校 卒	195,131	208,383	190,001

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
3 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

給与比較の対象職種
企業規模計（100人以上）

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	57.5	661,537	25,957	635,580
	工 場 長	4	48.5	630,139	285	629,854
	事 務 部 長	96	54.7	663,885	2,424	661,461
	技 術 部 長	72	53.5	762,613	1,371	761,242
	事 務 部 次 長	46	53.0	549,301	4,612	544,689
	技 術 部 次 長	14	49.9	575,258	14,861	560,397
	事 務 課 長	183	51.4	539,155	11,058	528,097
	技 術 課 長	161	51.4	653,636	11,576	642,060
	事 務 課 長 代 理	98	49.1	462,617	43,963	418,654
	技 術 課 長 代 理	32	46.6	495,738	56,172	439,566
	事 務 係 長	166	47.2	463,332	59,783	403,549
	技 術 係 長	183	47.6	621,396	130,353	491,043
	事 務 主 任	226	44.3	361,845	35,593	326,252
	技 術 主 任	203	44.1	477,272	92,307	384,965
	事 務 係 員	921	39.5	308,065	31,665	276,400
	技 術 係 員	689	36.3	380,147	69,968	310,179
技 能 ・ 職 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	3	49.5	219,000	21,619	197,381
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	3	57.5	307,640	0	307,640
研 究 関 係 職 種	研 究 部（課）長	—	—	—	—	—
	研 究 室（係）長	X	X	X	X	X
	主 任 研 究 員	X	X	X	X	X
	研 究 員	2	26.5	308,267	1,527	306,740
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9 級、10 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7 級、8 級
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職 7 級、8 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5 級、6 級
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	企業規模500人以上 行政職 5 級、6 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 4 級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3 級、4 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職 2 級 (一部は 3 級、4 級) 企業規模100人以上500人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	行政職 1 級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
2 室(係)以上又は構成員 7 人以上の部(課)の長	
構成員 3 人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

間)」とは、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、②課長と係長の間、③係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	5	58.3	742,853	0	742,853
	大 学 教 授	30	56.8	611,288	0	611,288
	大 学 准 教 授	23	50.7	545,378	0	545,378
	大 学 講 師	20	42.5	507,752	0	507,752
	大 学 助 教	16	36.9	406,378	0	406,378
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	4	60.0	536,518	0	536,518
	高 等 学 校 教 諭	23	42.6	418,978	0	418,978
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	X	X	X	X	X
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	11	52.1	1,376,827	116,072	1,260,755
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	2	51.5	444,188	3,215	440,973
	薬 剤 師	6	41.5	392,332	12,005	380,327
	診 療 放 射 線 技 師	8	40.5	326,655	29,536	297,119
	臨 床 検 査 技 師	5	41.5	298,822	13,380	285,442
	栄 養 士	8	44.5	298,031	17,909	280,122
	理 学 療 法 士	26	37.7	288,150	13,710	274,440
	作 業 療 法 士	32	36.9	290,342	9,355	280,987
	総 看 護 師 長	—	—	—	—	—
	看 護 師 長	31	49.3	392,554	29,228	363,326
	看 護 師	106	41.3	313,897	41,363	272,534
	准 看 護 師	39	41.2	248,909	37,408	211,501

備 考	対 応 級
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支給する給与 A (円)	う ち 時間外手当 B (円)	A－B (円)
事務・技術関係職種（再雇用者）	支店長・工場長	X	X	X	X	X
	事務・技術部長	4	63.0	478,008	18,279	459,729
	事務・技術部次長	4	63.0	394,814	22,277	372,537
	事務・技術課長	7	61.5	443,782	15,432	428,350
	事務・技術課長代理	X	X	X	X	X
	事務・技術係長	2	62.4	203,548	0	203,548
	事務・技術主任	12	63.3	245,505	105	245,400
	事務・技術係員	118	62.9	269,538	14,337	255,201

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

項 目 学歴 企業規模		新規学卒者の 採 用 あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 なし
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	54.6	(58.8)	(41.2)	(ー)	45.4
	500 人 以 上	87.5	(39.1)	(60.9)	(ー)	12.5
	100 人 以 上 500 人 未 満	25.8	(83.3)	(16.7)	(ー)	74.2
高 校 卒	規 模 計	57.3	(89.0)	(11.0)	(ー)	42.7
	500 人 以 上	83.7	(100.0)	(ー)	(ー)	16.3
	100 人 以 上 500 人 未 満	34.1	(84.4)	(15.6)	(ー)	65.9

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(単位 %)

(単位　％)

役職 段階	項　目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模					
係 員	規　模　計		74.8	6.0	0.0	19.2
	500　人　以　上		70.9	2.1	0.0	27.1
	100　人　以　上 500　人　未　満		76.8	7.9	0.0	15.3
課 長 級	規　模　計		64.5	8.4	0.0	27.1
	500　人　以　上		62.5	4.9	0.0	32.6
	100　人　以　上 500　人　未　満		65.4	10.1	0.0	24.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所を100とした割合である。

なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(単位 %)

役職 段階		項 目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
				給 実施	増額	減額		
係 員	規 模 計	83.1	83.1	35.8	4.5	42.9	0.0	16.9
	500 人 以 上	86.8	86.8	23.8	12.4	50.6	0.0	13.2
	100 人 以 上 500 人 未 満	81.0	81.0	42.5	0.0	38.5	0.0	19.0
課 長 級	規 模 計	72.6	72.6	27.6	4.5	40.6	0.0	27.4
	500 人 以 上	79.4	79.4	19.6	8.6	51.1	0.0	20.6
	100 人 以 上 500 人 未 満	68.9	68.9	32.0	2.2	34.7	0.0	31.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第6表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位 %)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
88.1	65.1	38.4	11.9

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位 %)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
69.2	(22.6)	(42.3)	(2.2)	(24.5)	(8.4)	14.7回	30.8

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
59.0	41.0	57.6	42.4	56.0	44.0

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである（第8表から第10表において同じ。）。

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

			定年制あり	定年制なし		
			定 年 年 齢			
			60歳	61歳以上		
			100.0	63.7	36.3	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分 \ 項 目		給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額		
課 長 級		40.1	32.9	59.9
非 管 理 職		31.2	28.4	68.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第10表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
73.4	75.6

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。